

令和８年度 除雪ボランティア活動 実施要綱

１．目 的

高齢者や障がい者等の世帯で、自力で除雪に対応できず、家族や地域、近隣の協力を得ることが困難な世帯を対象に、地区と調整しながら除雪ボランティアによる除雪活動を実施する。

２．実施期間 令和９年１月１２日（火）～２月２８日（日）

３．実施場所 上山市内対象者宅

４．対象者

上山市在住の一人暮らし高齢者、高齢者夫婦、障がい者等の世帯で、次の項目全てに該当する方。（集合住宅、施設入所を除く）

- ・ 高齢であることや、障がい、病気等の理由により自力での除雪ができず、依頼できる家族・親族や近隣の方もいない方。また、普段においても家族・親族等の支援を得られない方。
- ・ 介護認定を受けておらず、市の除雪支援事業を利用していない方。
- ・ 業者等へ除雪依頼することも困難である方。
- ・ 除雪希望日に在宅している方。

５．除雪箇所

- ・ 玄関周辺や、玄関から道路までの間口・通路の除雪を行う。ただし、駐車場の除雪、除雪機の使用や屋根に上ったの除雪活動は行わない。

※降雪が概ね 15 センチまで至らない場合や悪天候により活動が危険と判断される時は行わない。

６．除雪活動の依頼について

申請書を記入の上、地区会長もしくは、民生児童委員を通じて申込みする。

７．除雪までの流れ

- ・ 申請書を受付後、本協議会が除雪箇所などの確認のため希望者宅を実態調査する。
- ・ 降雪があった際、除雪希望者より本協議会へ除雪依頼の連絡をいただく。
- ・ 依頼をいただいた後、除雪ボランティアと活動日程の調整を行い、除雪希望者への活動派遣を行う。
- ・ 除雪ボランティアの調整が完了後、除雪希望者へ活動日の連絡を行う。

8. 除雪活動の協力者

高校生以上の県内在住者で、活動内容についてご理解され、除雪ボランティアに登録された個人、団体、企業等。

9. 除雪ボランティアの募集

社協登録ボランティア、上山青年会議所、上山市社会福祉法人等連絡協議会へ周知するほか、本協議会広報紙、HP・Facebook、上山市公式 LINE 等で周知・募集する。

10. 除雪ボランティア活動にあたって

- ・活動にあたっては、複数人での実施とする。
- ・ボランティア活動保険へ加入する。（費用は自己負担）
- ・活動場所への移動費及び移動手段は、各自で対応する。
- ・活動に必要な道具については、ボランティア各自でご用意いただくか、社協で貸出する。

11. 申込先 上山市社会福祉協議会 山形県上山市南町4番5-12号

電話：023-695-5095（担当：総務・地域福祉係）



この事業は、赤い羽根共同募金の配分金で実施しています